

災害時における要配慮者の支援に関する計画
(全体計画)

令和4年8月

岡山県瀬戸内市

第1章	はじめに	
1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ及び構成	1
3	計画の対象	2
	(1) 要配慮者	
	(2) 避難行動要支援者	
4	避難行動要支援者の対象範囲	2
5	避難支援等関係者の対象範囲	2
6	本計画の運用と見直しについて	3
第2章	要配慮者の避難支援体制の整備について	
1	基本的な考え方	4
2	避難支援体制の整備	4
3	時間経過に伴う避難支援体制	4
	(1) 平常時における支援	
	(2) 災害時における支援	
4	要配慮者の実態把握	5
5	市の体制整備	5
第3章	避難行動要支援者名簿の作成・活用等について	
1	基本的な考え方	6
2	名簿の作成及び共有	6
	(1) 名簿の作成方法	
	(2) 名簿の種類	
	(3) 同意確認の方法	
	(4) 名簿に記載する事項	
	(5) 名簿情報の共有	
3	名簿情報の提供	7
	(1) 平時における名簿情報の提供	
	(2) 災害時における名簿情報の提供	
	(3) 名簿情報の適正管理	
4	名簿の更新	8

第4章	個別避難計画の作成・活用等について	
1	基本的な考え方	9
2	計画の作成及び共有	9
	(1) 意思確認の実施	
	(2) 計画の種類	
	(3) 実効性のある計画の作成	
	(4) 計画情報の共有	
3	計画情報の提供	11
	(1) 平常時における計画情報の提供	
	(2) 災害時における計画情報の提供	
	(3) 計画の適正管理	
4	計画の更新	11
第5章	災害時における避難支援等について	
1	基本的な考え方	12
2	避難情報等の発令及び伝達	12
3	避難支援等の実施	12
	(1) 市災害対策本部による避難行動要支援者の避難支援等	
	(2) 避難支援等関係者による避難行動要支援者の避難支援等	
4	自治会・自主防災組織等による要配慮者への避難支援等	13
第6章	避難所等における要配慮者への配慮	
1	基本的な考え方	14
2	平常時における避難所等での支援体制の整備	14
	(1) 要配慮者に配慮した避難所等の確保及び整備	
	(2) 物資等の整備	
	(3) 心身のケアに関する体制整備	
	(4) 福祉避難所の整備	
	(5) 市民への情報提供	
	(6) 訓練の実施	
	(7) 一時滞在場所の確保	
3	災害時における避難所等での支援	15
	(1) 市災害対策本部による避難所等における支援等	
	(2) 指定避難所における安否確認	

(3) 指定避難所への引継ぎ	
(4) 福祉避難室の開設	
(5) 要配慮者支援窓口の設置	
(6) 福祉避難所の開設等	
4 在宅避難の要配慮者に対する支援等	17

第7章 要配慮者利用施設における災害対応力の向上

1 基本的な考え方	18
2 避難確保計画の作成等	18
(1) 計画の作成	
(2) 避難訓練等の実施	
(3) 計画の更新	

別 添 様式集

第1章 はじめに

1 計画の目的

平成23年3月の東日本大震災においては、被災地全体の死者の数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名に上るなど、多数の支援者が犠牲となっている。

こうした教訓を踏まえ、国は、平成25年に災害対策基本法（以下、「法」という。）を改正し、同年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下「取組指針」という。）を作成した。

本市においても、平成27年11月に「災害時における要配慮者の支援に関する計画」を策定し、支援対象者の範囲や自助・共助・公助の役割分担、避難行動要支援者の情報収集及び情報共有の方法、避難情報等の発令及び伝達方法、避難支援体制等について定め、要配慮者に対する避難支援等を実施してきた。

しかし、近年の災害においても高齢者や障害者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%であった。

令和元年台風第19号による災害を受けて、中央防災会議の下のワーキンググループやサブワーキンググループでは、高齢者等の避難のあり方についての議論等が行われ、令和3年5月の法改正においては、市町村に避難行動要支援者ごとに、避難支援関係者等と連携して的確な避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）の作成を努力義務化する規定等が創設された。また、これに併せて取組指針の改定も行われることとなった。

こうした法改正や取組指針の改定等を踏まえ、この度、本市においては、従前の要配慮者の避難支援等に係る取り組みを見直し、一層の避難支援体制の強化のための事前の取り組みと災害時における迅速な避難支援等の実施を目的として、「災害時における要配慮者の支援に関する計画」を全面改定することとする。

2 計画の位置づけ及び構成

本計画は、法及び取組指針を踏まえ、瀬戸内市地域防災計画の下位計画として、避難行動要支援者を含む要配慮者全体の避難支援等に関する基本的な考え方や具体的な進め方を示すものである。

3 計画の対象

本計画の対象となる災害時における「要配慮者」及び「避難行動要支援者」について、以下のとおり定義する。

(1) 要配慮者

本市では、要配慮者を「災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに配慮を要する者」と定義し、以下に掲げる類型とする。

【要配慮者の類型】

高齢者、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人等、地理に不案内な旅行者等
※「障害者」は「障害者及び障害児」を指す

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、「災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する在宅の者」を避難行動要支援者と定義する。

4 避難行動要支援者名簿の対象範囲

発災時に避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等を適切に実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」の掲載対象者は、地域防災計画の定めるところにより、以下のとおりと規定する。

【避難行動要支援者名簿の掲載対象となる者】

- ①要介護認定3以上を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者（心臓・腎臓機能障害を除く）
- ③療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤市の生活サービスを受けている難病患者
- ⑥その他、避難支援関係者が避難行動支援の必要を認めた者

5 避難支援等関係者の対象範囲

避難行動要支援者の情報提供を受け、避難支援等に携わる関係者を「避難支援等関係者」と定義し、地域防災計画の定めるところにより、以下のとおりと規定する。

【避難支援等関係者の対象となる者】

- ①瀬戸内警察署
- ②市社会福祉協議会
- ③自治会、自主防災組織

④消防団

⑤民生委員児童委員

6 本計画の運用と見直しについて

市は、計画の実効性を高めるため、適宜、避難支援等関係者等と協議するなどして、本計画の見直しを行うものとする。

その他、関連法令等の改定及び上位計画の修正・変更等、必要に応じて見直すものとする。

第2章 要配慮者の避難支援体制の整備について

1 基本的な考え方

災害発生時又は災害の発生する恐れのある場合において、要配慮者の安全を確保するためには、それぞれの状況に応じた的確な支援が必要である。

そのため、平常時から、「自助」、「共助」の働きを基本として、避難支援体制を整備するための具体的な取り組みを進めていかなければならない。

要配慮者やその家族は、平常時から災害に備え、災害時に適切な判断と行動がとれるように準備を行うとともに、自治会や自主防災組織の活動に積極的に参加し、日頃から地域との関係づくりに努める必要がある。

地域では、避難支援等関係者による日頃の見守り・声掛け活動の実施や、各地域の実情に合わせた災害時の避難支援の仕組みづくりを行うことが重要である。また、災害発生時等には、自治会や自主防災組織等による「共助」を基本として、要配慮者の安全を確保するための避難支援や避難所運営を実施する必要がある。

こうした「自助」、「共助」の働きと、行政による防災啓発活動や避難支援等関係者との連携の強化、発災時の救助・救護活動など「公助」の働きを併せることで、要配慮者に対する避難支援体制の整備を推進していく。

2 避難支援体制の整備

災害時には、膨大な災害関係業務の発生が予想されることから、そのような状況においても要配慮者に対する情報伝達や安否確認、避難誘導、避難所生活における支援などが適切に実施できるよう、市は災害対策本部の強化及び職員の災害対応力の向上に取り組むとともに、防災関連機関及び医療・福祉関係機関との連携を図る。

また、避難支援体制の整備を円滑に進めるため、市は住民に対する普及・啓発活動に努めるとともに、避難行動要支援者については、個別避難計画の作成を推進する。

3 時間経過に伴う避難支援体制

(1) 平常時における支援

平常時は、市が避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者へ提供する。また、市又は本人・地域記入による個別避難計画の作成を行う。さらに、支援の実効性を高めるため、市及び避難支援等関係者が連携して防災訓練及び見守り活動等を実施する。

なお、避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿情報の提供については、各者との協定の締結をもって行うものとする。

(2) 災害時における支援

市は、医療・福祉関係機関や自治会・自主防災組織等と連携して避難行動要支援者の避難支援等を行う。

避難支援等関係者は、個別避難計画に基づき避難支援等を実施するとともに、避難行動要支援者名簿情報等を活用して安否確認及び救助活動を行う。

ただし、災害時における避難支援等については、避難支援等関係者本人又はその家族の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、避難支援等関係者は可能な範囲で避難行動要支援者の避難支援等を行うことに留意する。

4 要配慮者の実態把握

市は、避難支援等関係者のほか、防災関連機関及び医療・福祉関係機関と連携し、要配慮者の把握や地域の実態把握に努める。

要配慮者のうち、避難行動要支援者の実態把握にあたっては、介護支援専門職や相談支援専門員等の福祉専門職や社会福祉協議会など、日頃から避難行動要支援者本人の状況等をよく把握している者の協力を得る。

5 市の体制整備

要配慮者の避難支援体制の整備に係る業務を円滑に実施するため、市は、総務部危機管理課、福祉部福祉課、福祉部いきいき長寿課、消防本部総務課、消防本部通信指令室で構成する、「瀬戸内市災害時要配慮者避難支援等連携会議」を設置する。当連携会議は、必要に応じて関係機関に参画を求めるものとし、平時からの情報共有を図るとともに、支援策の検討を行い、要配慮者の避難支援体制の整備を推進する。

第3章 避難行動要支援者名簿の作成・活用等について

1 基本的な考え方

避難行動要支援者名簿は、災害発生時又は発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の安否確認や避難支援、避難所での生活支援等を的確に実施するため、平常時からの取り組みに必要な情報を事前に把握し、避難支援体制の整備等に活用することを目的とする。

なお、本章においては、避難行動要支援者名簿を「名簿」と呼ぶ。

2 名簿の作成及び共有

(1) 名簿の作成方法

市は、名簿登載対象者を把握するため、災害対策基本法第49条の10第3項の規定に基づき、以下の台帳の情報を市内部で利用し、対象者を抽出する。

【市内部で利用する台帳】

- ①住民基本台帳（市民生活部市民課所管）
- ②身体障害者手帳台帳（福祉部福祉課所管）
- ③療育手帳台帳（福祉部福祉課所管）
- ④精神障害者保健福祉手帳台帳（福祉部福祉課所管）
- ⑤要介護認定者リスト（福祉部いきいき長寿課所管）
- ⑥難病患者災害時要配慮者リスト（岡山県所管）

(2) 名簿の種類

市が作成する名簿は、①「平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意した者を登載した名簿」と、②「個人情報の提供の同意の有無にかかわらず、災害発生時又は発生する恐れがある場合に、避難支援等関係者に提供する名簿」の2種類とする。

(3) 同意確認の方法

市は、避難行動要支援者本人の意思を尊重するため、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することについて、「同意確認書」（様式第1号）により、同意の有無について確認する。

その際、避難行動要支援者本人の心身の状況等により避難行動要支援者本人による必要事項の記入及び提出が困難な場合や、未成年や成年被後見人等である場合などは、その家族又は法定代理人等から同意確認書の提出を受けるものとする。

また、本計画第1章の4の⑥の者については、「避難行動要支援者名簿登載申請書」（様式第2号）の提出をもって同意したものとする。

(4) 名簿に記載する事項

名簿に記載又は記録する事項は、以下のとおりとする。

なお、避難行動要支援者は、名簿に記載する事項に変更が生じた場合は、「避難行動要支援者名簿記載内容変更届出書」（様式第3号）を提出すること。

【名簿に記載又は記録する事項】

- | | | |
|-------------------|--------------|-----|
| ①氏名、ふりがな | ②生年月日 | ③性別 |
| ④住所又は居所、自治会名、郵便番号 | ⑤電話番号その他の連絡先 | |
| ⑥避難行動支援を必要とする事由 | | |

(5) 名簿情報の共有

市は、(2)の①及び②の名簿情報について、以下の関係部署で共有する。

【名簿を共有する関係部署】

市総務部：危機管理課
市福祉部：福祉課、いきいき長寿課
市消防本部：通信指令室

3 名簿情報の提供

(1) 平時における名簿情報の提供

市は、災害発生時に円滑かつ迅速な避難行動支援を実施するため、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供する。

なお、平常時から提供する名簿情報は、本計画第3章の2の(2)中、①「平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意した者を登載した名簿」とする。

(2) 災害時における名簿情報の提供

市は、災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本計画第3章の2の(2)中、②「個人情報提供の同意の有無にかかわらず、災害発生時又は発生する恐れがある場合に、避難支援等関係者に提供する名簿」を避難支援等関係者に提供し、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができる。

また、市は、自衛隊等防災関係機関による救助活動において名簿提供の依頼があった場合は、必要な範囲で名簿を提供することができる。

(3) 名簿情報の適正管理

①市の責務

市は、名簿情報の漏えいを防止し、避難行動要支援者本人の権利利益を保護するとともに、名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保するため、名簿情報を適正に管理

する。

また、市は、避難支援等関係者に名簿情報をあらかじめ提供する際には、名簿情報の提供に際して漏えいを防止し、避難行動要支援者本人の権利利益を保護するための措置として、適正な情報管理が図られるよう指導・研修を実施するとともに、避難支援等関係者と協定を締結するものとする。

なお、協定の内容が遵守されているかどうか確認するために必要と認められるときは、避難支援等関係者に対して名簿情報の管理状況を検査することができる。

②名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者の責務

避難行動要支援者本人の権利利益を保護するとともに、名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保するため、市から名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た個人の秘密については、名簿情報の提供を受けなくなった後も含め他者に漏らしてはならない。

なお、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から他者に名簿情報を提供することは「正当な理由」に該当しないことに留意する（取組指針）。

4 名簿の更新

市は、名簿情報の変更等に係る本人又は避難支援等関係者からの届出について随時受け付けるものとし、届出のあった内容については、原則として年に1回更新を行い、協定に基づき避難支援等関係者に提供するものとする。前年度までの名簿については、更新名簿の提供と同時に回収する。

避難行動要支援者の死亡や転出、社会福祉施設等への入所などの理由で名簿情報を抹消する必要がある場合、避難行動要支援者及びその家族又は法定代理人等は、「避難行動要支援者名簿抹消届出書」（参考様式4）を提出するものとし、年に1回の名簿更新時に抹消する。ただし、避難行動要支援者等からの届出がない場合でも、名簿情報を抹消する必要があると市が判断する場合は名簿情報を抹消することができる。

なお、対象者の抽出作業については原則として毎年行うものとするが、既に同意を得て名簿に登載した者については、次年度以降も引き続き名簿へ登載するものとし、改めて同意確認を行わないものとする。

第4章 個別避難計画の作成・活用等について

1 基本的な考え方

個別避難計画は、避難行動要支援者ごとに、避難支援等実施者や避難先、避難方法等をあらかじめ定めておくことで、災害発生時又は発生する恐れがある場合において、迅速な避難支援等を実施することを目的とする。

なお、本章においては、個別避難計画を「計画」と呼ぶ。

2 計画の作成及び共有

(1) 意思確認の実施

市は、避難行動要支援者本人の意思を尊重するため、計画を作成し、平常時から計画情報を避難支援等関係者及び避難支援等実施者に提供することについて、「同意確認書」(様式第1号)により、同意の有無について確認する。

その際、避難行動要支援者本人の心身の状況等により避難行動要支援者本人による必要事項の記入及び提出が困難な場合や、未成年や成年被後見人等である場合などは、その家族又は法定代理人等から同意確認書の提出を受けるものとする。

(2) 計画の種類

①「市の支援による個別避難計画」

個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者については、市の支援により、「避難行動要支援者 個別避難計画」(様式第5号)の作成を早急に進める必要がある。市の支援により作成する計画を「市の支援による個別避難計画」と呼ぶ。

市が必要に応じて作成の優先度を判断する際には、以下のようなことが挙げられる。

【優先度を判断する際に参考とする事項】

- ①地域におけるハザードの状況(浸水想定区域、津波浸水想定・津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、など)
- ②当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ③独居等の居住実態、社会的孤立の状況

作成の優先度の高い避難行動要支援者の計画の作成目標期間は、令和3年度から起算して概ね5年間とする。

作成の優先度の高い避難行動要支援者の計画の作成の進め方は、自助(本人、もしくはその家族又は法定代理人等が計画を作成すること)を基本として、共助(地域が支援して計画を作成すること)又は公助(行政が支援して計画を作成すること)で補完していくものとする。

なお、避難行動要支援者の社会環境要素(独居等の居住実態、社会的孤立の状況など)に

については、計画作成後に判明することが多いことから、避難支援等の実施や計画更新における優先度の判定要素として活用していく。

その他、個別に検討が必要な事例については、適宜判断していく。

②「本人・地域記入の個別避難計画」

「市の支援による個別避難計画」の対象とならない避難行動要支援者については、計画を本人が記入、あるいは本人の状況によっては、本人の家族、避難支援等関係者又は福祉専門職等が記入を支援し、市に提出をする。この計画を「本人・地域記入の個別避難計画」と呼ぶ。

市は、提出された計画について、必要な記載等に漏れがないかを確認する。

なお、「市の支援による個別避難計画」と「本人・地域記入の個別避難計画」の区別は、内容の優劣を示すものではないことに留意する。

(3) 実効性のある計画の作成

①避難支援等関係者との連携

市は、それぞれの地域の特性に応じて、避難支援等関係者等の協力を得て、実効性のある計画の作成がなされるように努める。

また、市は、避難支援等関係者に対する説明会の開催や相談への対応、避難支援等関係者と避難行動要支援者との調整などの支援を、必要に応じて行う。

②避難支援等実施者の選定

避難支援等実施者の選定にあたっては、以下のことに留意する。

【避難支援等実施者の選定における留意事項】

- ①避難行動要支援者1人に対して、できる限り複数人の避難支援等実施者を選定し、相互に補完し合いながら避難支援等が実施できるようにすること
- ②特定の避難支援等実施者に役割が集中しないよう、年齢や特性に配慮しつつ適切な役割分担を行うこと
- ③災害発生時に避難支援等実施者が被災する可能性や不在の場合等もふまえて、任意の協力で行われることを避難行動要支援者に周知すること

(4) 計画情報の共有

市は、計画情報について、以下の関係部署で共有する。

【個別避難計画を共有する関係部署】

- 市総務部：危機管理課
- 市福祉部：福祉課、いきいき長寿課
- 市消防本部：通信指令室

3 計画情報の提供

(1) 平常時における計画情報の提供

市は、災害発生時に円滑かつ迅速な避難行動支援を実施するため、外部提供に係る同意が得られた避難行動要支援者の計画情報について、必要な避難支援等の態様など地域の実情を適切に勘案しつつ、避難支援等の実施に関係する者に対して、平時のうちから提供する。

(2) 災害時における計画情報の提供

市は、災害が発生、又は発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、計画情報を避難支援等関係者に提供し、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができる。

(3) 計画の適正管理

①市の責務

市は、計画情報の漏えいを防止し、避難行動要支援者本人の権利利益を保護するとともに、計画を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保するため、計画情報を適正に管理する。

②計画情報の提供を受けた避難支援等関係者の責務

避難行動要支援者本人の権利利益を保護するとともに、計画を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保するため、市から計画情報の提供を受けた避難支援等関係者は、正当な理由がなく、当該計画情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た個人の秘密については、計画情報の提供を受けなくなった後も含め他者に漏らしてはならない。

4 個別避難計画の更新

市は、地域における防災訓練での課題や避難支援等関係者による平常時の見守り活動、その他、本人やその家族、避難支援実施者等の状況を踏まえて、必要に応じて計画を更新する。

更新の周期については、本人、その家族又は避難支援等関係者からの申し出があった場合に随時行うものとする。

第5章 災害時における避難支援等について

1 基本的な考え方

災害時における要配慮者に対する避難支援等については、避難行動要支援者名簿情報や個別避難計画情報、その他、自治会・自主防災組織等が平常時に構築した支援体制により、可能な範囲で実施する。

市は、要配慮者に対する避難支援等が迅速に行われるよう支援する。

本章においては、主に市災害対策本部及び避難支援等関係者の役割等について定める。

2 避難情報等の発令及び伝達

市災害対策本部は、瀬戸内市避難情報等の発令及び伝達マニュアルに基づき、避難情報等の適切な発令を判断し、伝達する。

伝達先	実施事項
要配慮者、 避難行動要支援者	避難情報等の発令及び伝達マニュアルで規定する避難行動をとるよう情報伝達を行う。
要配慮者関連施設等	災害が発生するおそれのある区域内の要配慮者関連施設等への情報伝達を優先実施するとともに、その他の要配慮者関連施設等にも情報伝達を実施する。

市災害対策本部は要配慮者に対して、避難情報等及びその他の情報を、防災放送、防災アプリ・メール、広報車、岡山県防災情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、テレビのデータ放送等、複数の情報伝達手段を用いて伝達する。

3 避難支援等の実施

(1) 市災害対策本部の業務内容

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合における、避難行動要支援者に対する避難支援等に関する災害対策本部各班の主な業務内容は以下のとおりとする。

班名	主な業務内容
統括班	・ 地域防災計画及び本計画の実施に関すること ・ 避難情報等の伝達に関すること ・ 自衛隊等防災関係機関に対する避難行動要支援者名簿提供に関すること
保健福祉班	・ 避難行動要支援者の安否確認及び情報集約に関すること ・ 避難行動要支援者の避難支援状況の把握、整理報告に関すること
消防班	・ 避難行動要支援者の救助活動に関すること ・ 消防団による避難支援等の状況把握、整理報告に関すること

(2) 避難支援等関係者の役割

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合における、避難行動要支援者に対する避難支援等の中核となる避難支援等関係者の主な役割は以下のとおりとする。

関係者名	主な役割
瀬戸内警察署	<ul style="list-style-type: none">・市消防団と連携した避難行動要支援者の避難支援等の実施に関すること・避難路警戒及び防犯警戒等緊急措置の実施に関すること
市消防団	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者の避難支援等の実施に関すること・避難行動要支援者の救助の実施に関すること・避難行動要支援者の指定避難所での引継ぎに関すること・避難行動要支援者の避難支援等の実施に関する情報集約及び市への報告に関すること
自治会・自主防災組織	<ul style="list-style-type: none">・個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難支援等の実施に関すること・個別避難計画に基づく避難行動要支援者の指定避難所での引継ぎに関すること

4 自治会・自主防災組織等による要配慮者への避難支援等

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合においては、自治会・自主防災組織とその構成員は、平常時に構築した支援体制により、地域で生活する要配慮者に対して、可能な範囲で情報伝達、安否確認及び避難支援を実施する。

第6章 避難所等における要配慮者への支援

1 基本的な考え方

平成28年4月に発生した熊本地震においては、当該地震による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡する「災害関連死」が、建物の倒壊等によって死亡する「直接死」の約4倍にのぼり、避難所等における生活支援等の在り方が問われている。

特に、要配慮者に対しては、個々のニーズに十分配慮し、的確な生活支援等を講じることが求められており、要配慮者等が生活するスペースの確保や、関係機関との連絡調整手段等について、平常時のうちから整理しておく必要がある。

本章においては、平常時において取り組むべき事項や、災害発生時における市災害対策本部及び福祉避難所として開設する施設の役割等について定める。

2 平常時における避難所等での支援体制の整備

(1) 要配慮者に配慮した避難所等の確保及び整備

市は、指定避難所内に福祉避難所をあらかじめ確保するために、指定避難所として指定している公共施設及び学校等の施設管理者等と連携するものとする。

また、市は、必要に応じて要望や助言を行い、施設管理者等は、施設のバリアフリー化に努める。

(2) 物資等の整備

市は、避難所等において要配慮者へ十分な支援が実施できるよう、紙おむつや生理用品、食物アレルギー対応食品、ミルク、バリアフリー対応の仮設トイレなどの物資等を整備するものとする。

また、市が自ら整備する物資等に加えて、民間業者等からの物資等の調達が速やかに実施できるよう、民間業者等との協定の締結を推進する。

(3) 心身のケアに関する体制整備

市は、保健師や看護師、その他心身のケアに関する医療・福祉専門人材が必要となる場合に備え、応援要請やボランティアの受け入れに係る体制整備を推進する。

(4) 福祉避難所の整備

市は、社会福祉施設等と協定を締結し、避難生活に特別な配慮を要する要配慮者のための福祉避難所を確保するものとする。

また、協定の締結にあたっては、当該施設が福祉避難所としての機能を十分発揮できるよ

う、防災点検や物資等の整備、役割分担等について、施設管理者等と十分に協議を行うものとする。

なお、福祉避難所の選定にあたって、その候補となる施設については、以下に示す施設をはじめ、多様なニーズに応じた柔軟な対応ができるよう、幅広く検討していくものとする。

【福祉避難所の候補となる施設】

- ・老人福祉施設（老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人福祉センター等）
- ・障がい者支援施設等の施設（公共・民間）
- ・児童福祉施設（保育所等）、保健センター
- ・特別支援学校
- ・宿泊施設（公共・民間）

(5) 市民への情報提供

市は、福祉避難所の意義や機能、用途等について、市民に対して十分な周知を図り、災害時に福祉避難所としての機能が十分発揮できるように努める。

(6) 訓練の実施

市は、避難所設置運営訓練等の実施にあたって、要配慮者支援等に関する訓練項目を盛り込むように努める。その際、必要に応じて、関係機関等との連携を図る。

3 災害時における避難所等での支援

(1) 市災害対策本部による避難所等における支援等

災害時における避難所等での要配慮者支援に関する市災害対策本部の主な業務は以下とおりとする。

班名	主な業務内容
統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画、本計画の実施に関すること ・市災害対策本部の運営（要配慮者支援に関する総合調整）に関すること ・市災害対策本部各班への応援要請に関すること ・県や関係機関等への応援要請に関すること ・福祉避難所の開設要請に関すること ・その他、避難所における要配慮者支援に関すること
保健福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所での避難行動要支援者の安否確認に関すること ・福祉避難所の運営に関すること ・要配慮者支援窓口の設置に関すること ・要配慮者への情報提供に関すること ・心身のケアに関すること ・要配慮者等への物資等の配布に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民生活班との連携に関すること ・ 病院班との連携に関すること ・ 社会福祉協議会（災害ボランティア）との連携に関すること ・ 福祉避難所との連携に関すること ・ 在宅避難の要配慮者に対する支援に関すること ・ 市災害対策本部への状況報告及び応援要請に関すること
市民生活班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所での避難行動要支援者の引継ぎに関すること

(2) 指定避難所での避難行動要支援者の安否確認

指定避難所に避難した避難行動要支援者については、指定避難所担当職員が「避難所設置運営マニュアル」に定める方法により避難者情報を収集し、避難行動要支援者名簿を活用して避難行動要支援者の安否確認を実施する。

(3) 指定避難所での避難行動要支援者の引継ぎ

指定避難所担当職員及び指定避難所運営において要配慮者の支援に関わる者は、避難支援等実施者が避難行動要支援者を指定避難所まで誘導した後、避難行動要支援者名簿情報とともに避難所生活に必要な支援情報等の引継ぎを受ける。

(4) 福祉避難室の開設

市は、指定避難所内にあらかじめ確保した福祉避難室を開設し、指定避難所に避難した要配慮者のうち、避難生活に特別な配慮が必要と判断した者を福祉避難室に移動させる。なお、福祉避難室の移動にあたっては、家族や近隣居住者等の支援者が移動を支援することを基本とする。

市は、福祉避難室において、要配慮者の生活状況を把握し、必要に応じて福祉サービスや保健医療サービスが受けられるよう配慮する。

(5) 要配慮者支援窓口の設置

市は、指定避難所において、要配慮者に対して一元的な対応をとることが効率的と判断される場合、指定避難所単位に要配慮者支援窓口を設置する。その際、必要な人員の確保については、保健福祉班及び市民生活班が連携し、市災害対策本部へ応援要請を行うものとする。

なお、要配慮者支援窓口には女性職員を配置するなど、要配慮者が相談しやすい環境整備に努める。

要配慮者支援窓口の主な業務は以下のとおりとする。

【要配慮者支援窓口の主な業務】

- ・ 指定避難所における要配慮者の避難状況及びニーズの把握
- ・ 要配慮者への情報伝達、支援物資の提供、福祉避難室への誘導

- ・福祉避難所等への移送の判断及び移送手続きの実施
- ・福祉サービスの利用、応急仮設住宅への入居、住宅再建等に係る意向の把握
- ・市災害対策本部の指示に基づく指定避難所外にいる要配慮者の状況把握及び支援実施
- ・その他、市災害対策本部への支援要請

(6) 福祉避難所の開設等

①福祉避難所の開設要請

保健福祉班及び市民生活班は、専門性の高いサービスを必要とする要配慮者で、福祉避難所への移送が必要と判断された者について、市災害対策本部へ連絡をする。

市災害対策本部は、保健福祉班長から福祉避難所として指定する施設に対して「福祉避難所 開設要請書」(様式第 6 号)を提出し、当該施設と協議を行い、福祉避難所を開設する。

②福祉避難所への移送

指定避難所から福祉避難所への移送については、原則として家族や支援者等が実施するものとするが、状況に応じてタクシー事業者等の協力を得るものとする。

③福祉避難所への引継ぎ

市災害対策本部は、保健福祉班長から福祉避難所に対して「福祉避難所 避難者名簿」(様式第 7 号)を提出し、要配慮者の引継ぎを行う。

④福祉避難所開設後の連絡調整

福祉避難所は、市災害対策本部に対して「福祉避難所 避難状況報告書」(様式第 8 号)を用いて、避難者の生活状況や施設の運営状況等について定時報告を行う。その際、必要な物資等がある場合は、併せて「福祉避難所 物資等要望書」(様式第 9 号)を用いて市災害対策本部へ要望する。

4 在宅避難の要配慮者に対する支援等

市災害対策本部は、保健福祉班を中心として、安否情報を収集した結果、避難所以外にいて、かつ、継続的な状況把握が必要と判断した要配慮者をリストアップし、自治会・自主防災組織、民生委員児童委員、ボランティア等と連携して、電話や個別訪問により支援等を継続する。なお、個別訪問する際には、可能な範囲で支援物資の配布を併せて実施する。

第7章 要配慮者利用施設における災害対応力の向上

1 基本的な考え方

要配慮者利用施設は、あらかじめ当該地域において想定される災害を把握し、災害発生時において利用者の命を守るために必要な施設の体制整備に取り組む必要がある。

平成29年6月に改正された「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）」により、要配慮者利用施設に対して、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下、「避難確保計画」という。）の作成や計画に基づく訓練の実施が義務付けられており、市は実効性のある計画作成が実施されるよう支援をする必要がある。

本章では、特に避難確保計画の作成に係る取り組みについて定める。

2 避難確保計画の作成等

(1) 避難確保計画の作成

瀬戸内市地域防災計画に定める要配慮者利用施設は、「水防法」及び「土砂災害防止法」に基づき、避難確保計画を作成し、市へ報告する。

市は、施設管理者等による主体的な計画作成が実施されるよう、必要な支援を行うものとする。

(2) 避難訓練等の実施

瀬戸内市地域防災計画に定める要配慮者利用施設は、作成した避難確保計画に基づき避難訓練を実施するとともに、その結果を「訓練実施報告書」（様式第10号）により市へ報告する。なお、訓練の実施にあたっては、当該施設職員のほか、可能な範囲で施設利用者等の参加を得るなど、実効性の向上に努める。

市は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施されるよう、要配慮者利用施設に対して必要な支援を行うものとする。

(3) 計画の更新

瀬戸内市地域防災計画に定める要配慮者利用施設は、避難訓練の結果等を踏まえて、必要に応じて避難確保計画の更新を行うものとする。また、計画を更新した場合は、遅延なく市へ報告する。